令和７年度

第２回　浜松市発達障害者支援地域協議会
資料

令和８年２月２５日(水)

浜　松　市

令和７年度 第２回 浜松市発達障害者支援地域協議会資料

目　　次

１　浜松市発達障害者支援地域協議会委員・事務局名簿 ・・・・・・・ １

２　浜松市発達障害者支援地域協議会設置要綱 ・・・・・・・・・・・・ ２

３　各課の取組状況等について

＜１＞　早期発見・早期療育 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ４

＜２＞　つながりある支援 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ６

＜３＞　人材育成 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９

＜４＞　環境整備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １２

＜５＞　就労支援 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １７

＜６＞　普及・啓発・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １８

４　令和７年度上半期 浜松市発達障害者に関する事業実績報告

（１）令和７年度上半期 発達相談支援センター「ルピロ」事業実績・１９

（２）ルピロの取組状況等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０

令和７年度　浜松市発達障害者支援地域協議会　　委員名簿

【 委　員 】　　任期：令和6年4月1日～令和8年3月31日

	専門分野	氏 名	所　属　等	備 考
1	学識経験者	大場　義貴	聖隷クリストファー大学　社会福祉学部　教授	
2	医療関係	土屋　賢治	浜松医科大学（精神科）特任教授 子どものこころの発達研究センター	
3	医療関係	平野　浩一	浜松市発達医療総合福祉センター　センター長	
4	医療関係	岩城　貴美枝	子どものこころの診療所　所長	
5	医療関係	山村　淳一	天竜病院 子どものこころのケアセンター センター長	
6	障害児施設	松本　知子	浜松市根洗学園　施設長	
7	当事者団体等	小出　隆司	静岡県手をつなぐ育成会　会長	
8	当事者団体等	浅井　陽子	アクティブ　代表	
9	障害者雇用関係	鈴木　厚志	京丸園株式会社　代表取締役（障害者雇用主）	
10	障害者雇用関係	柿畑　新也	浜松公共職業安定所　主任就職促進指導官	
11	教育機関	湯本　健治	静岡県立天竜特別支援学校　校長	
12	相談支援機関	高橋　祥二	発達相談支援センター「ルピロ」 所長	
13	有識者	内山　敏	聖隷クリストファー大学　国際教育学部　准教授	
14	子育て支援団体	大村　美智代	一般社団法人　ここみ　代表理事	

令和７年度　浜松市発達障害者支援地域協議会　　事務局名簿

【 事務局 】

	所　属　等	氏　名	備 考
1	こども家庭部長	野田　志保	
2	同　　こども若者政策課長	園田　俊士	
3	同　　子育て支援課長	小山　東男	
4	同　　子育て支援課　家庭支援担当課長	仲谷　美樹	
5	同　　幼保支援課長	金原　正剛	
6	同　　幼保運営課長	渡邊　仁	
7	同　　児童相談所長	池田　健人	
8	健康福祉部 障害保健福祉課長	柴田　多美子	
9	同　　精神保健福祉センター　所長	二宮　貴至	
10	同　　健康増進課長	小笠原　雅美	
11	産業部 労働政策課長	鈴木　利昭	
12	学校教育部 学校・地域連携課長	佐藤　智香	
13	同　　教育センター　所長	青島　治道	
14	同　　教育支援課長	南瀬　悦司	

浜松市発達障害者支援地域協議会設置要綱

（設置）

第１条　発達障害者支援法（平成１６年法律第１６７号）第２条第２項に規定する発達障害者を支援する本市における施策を円滑に推進するため、発達障害者支援地域協議会（以下「会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　会議は、次に掲げる事項について、専門的知見からの助言等を行うものとする。

（1）発達障害者の支援（施策）の推進体制に関すること。

（2）地域の実情に応じた体制の整備に関すること。

（3）前号に掲げるもののほか、発達障害者の支援に関し必要なこと。

（構成）

第３条　会議は、委員は１５人以内で組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

（1）発達障害者及びその家族

（2）学識経験者

（3）医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関並びにこれに従事する者

（4）前各号が掲げる者のほか、市長が適当であると認める者

３　委員の任期は２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

（委員長及び副委員長）

第４条　会議に委員長及び副委員長を置く。

２　委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

３　委員長は、会務を総理し、会議を代表する。

４　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第５条　会議は、委員長が招集し、その議長となる。

２　会議は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

３　会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

４　会議は、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴取することができる。

（部会）

第６条　会議は、第２条に規定する所掌事務について必要な調査、検討等を行わせるため必要に応じて部会を置くことができる。

２　部会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

３　部会は、必要があると認めるときは、関係者（委員以外の者）の出席を求め、その意見又は説明を聞

くことができるものとする。

（庶務）
第７条　会議の庶務は、浜松市こども家庭部子育て支援課において処理する。

（委任）
第８条　この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附　則
この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則
この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則
この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

各課の取組状況等について

＜１＞ 早期発見・早期療育

時期	項目			内容（事業概要）	令和4年度実績	令和5年度実績	令和6年度実績	令和７年度実施状況	課題	今後の取り組み
乳幼児期	1	健康増進課	1歳6か月児健康診査の充実	発達障害疑いの児を発見し、必要な相談や支援につなげていく。	・発達障害疑い割合 20.4%	・発達障害疑い割合 20.7%	・発達障害疑い割合 22.6%	・健診時、発達支援広場紹介媒体を活用して対象者へ広場を紹介し、スムーズな利用につなげている。 ・発達障害疑い児の拾い上げができるための問診項目を導入している。 ・個別健診の4か月・10か月・3歳児健診時に相談窓口の周知等を目的に保護者へ配布するリーフレットを配布している。	・複雑な問題を抱える家庭が増加しており、発達障害等の対応を含めた保健師等の質の向上が必要。	・保健師等に対し発達障害に関する研修を実施し、資質の向上を図る。
乳幼児期	2	健康増進課	エジンバラ産後うつ病質問票の実施	産後うつ病予防や新生児への虐待予防等を図るために実施する産婦健康診査や産後4か月までに実施する「こんにちは赤ちゃん訪問」にて、エジンバラ産後うつ病質問票を実施し、質問票の得点や聴取内容から、産後早期に養育支援が必要なケースを把握し、継続的支援を開始する。	(こんにちは赤ちゃん訪問) ・実施件数 5,009件 ・継続支援者割合 20.0% (産婦健康診査) ・実施人数 (実)4,936人 ・継続支援者割合 ①産後2週間 12.0% ②産後1か月 6.4%	(こんにちは赤ちゃん訪問) ・実施件数 4,685件 ・継続支援者割合 22.6% (産婦健康診査) ・実施人数 (実)4,567人 ・継続支援者割合 ①産後2週間 11.1% ②産後1か月 5.8%	(こんにちは赤ちゃん訪問) ・実施件数 4,390件 ・継続支援者割合 25.6% (産婦健康診査) ・実施人数 (実)4,355人 ・継続支援者割合 ①産後2週間 11.0% ②産後1か月 5.3%	・質問票や支援フロー図等を使用し、養育支援の必要なケースの早期把握及び継続支援を実施している。	・メンタル既往を抱えた妊産婦や、複雑な問題を抱える家庭が増加しているため、発達障害等の対応を含めた保健師等の質の向上が必要。	・今後も、エジンバラ産後うつ病質問票を活用し、医療機関と連携を図りながらケースの早期把握及び早期支援に努める。
乳幼児期	3	健康増進課	5歳児健康診査の実施	就学前に発達障害疑いの児を発見し、必要な相談や支援につなげていく。	—	—	—	令和７年度は、１０施設に試行的実施。	・保健、医療、福祉、教育の各分野が連携した健診の実施体制の整備 ・地域全体で必要な支援を提供するためのフォローアップ体制の整備	健診で要観察になった児に対して安心して就学を迎えられるような支援や体制を保健、医療、福祉、教育の各分野が連携し構築していく。

＜１＞ 早期発見・早期療育

時期	項目			内容（事業概要）	令和4年度 実績	令和5年度 実績	令和6年度 実績	令和７年度実施状況	課題	今後の取り組み
乳幼児期	4	子育て支援課	養育支援訪問員の活用	養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、助産師や保育士等の養育支援訪問員がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する。	・訪問件数 (実)67件 ・訪問回数 (延)775回	・訪問件数 (実)74件 ・訪問回数 (延)753回	・訪問件数 (実)61件 ・訪問回数 (延)708回	・虐待や不適切養育を未然に防ぐため、養育支援が必要な家庭に対して、早期から介入することで養育環境の改善、養育者の育児不安の解消及び養育技術の提供の充実を図った。	・対象者への効果的な訪問指導のために、養育支援訪問員に対する研修の充実、養育支援訪問員と庁内担当機関とのさらなる連携強化が必要である。 ・こどもや対象者自身が発達に課題を抱えている場合が多く、個別支援が必要である。	養育支援訪問員がこどもへの接し方や遊び方等、こどもの発達を促すための関わり方を学ぶための研修を実施する。
	5		発達支援広場(たんぽぽ広場)の充実	1歳6か月健康診査等で言葉の遅れや対人関係の障害など発達障害の疑われる幼児とその保護者を対象に、遊びや面接等を通し、幼児にとって適切な働きかけができるよう支援する。	・利用児数 (実)550名 (延)6,372名	・利用児数 (実)522名 (延)6,643名	・利用児数 (実)559名 (延)6,465名	・センター型8会場・施設型3会場で実施している。 上半期利用児数 （実）350名 （延）2,672名	複雑な問題を抱える利用者が増加しており、スタッフの対応力の向上が必要である。	スタッフがこどもや保護者の見立てや保護者支援のスキル向上ができるよう研修を実施する。
	6		子育て支援ひろばの充実	・妊婦や概ね3歳未満の児童とその保護者が気軽に集い、子育てに関する支援を受けられる場を提供する。 ・加算事業発達支援Ａでは来場した親子が気軽に相談できる体制を整備し、発達支援Ｂでは発達プログラム等により発達障がいに関する親の悩みや不安に寄り添い、困り感を軽減する支援を行う。	・利用児数 (実)10,898名 (延)80,615名 ・プログラムB利用児数 (実)84名 (延)1,432名	・利用児数 (実)12,365名 (延)88,592名 ・プログラムB利用児数 (実)71名 (延)1,302名	・利用児数 (実)12,372名 (延)89,474名 ・プログラムB利用児数 （実）53名 (延)995名	・発達支援Ａでは、発達障がいに関する専門知識を有する者（心理士等）を、必ず月1回以上配置。 ・スタッフの連絡会で発達の研修を併せて実施した。 ・発達支援広場（たんぽぽ広場）の見学やルピロによる訪問支援指導を通じ、親子に対し丁寧で適切なかかわりができるようスタッフの質の向上に努めた。 ・市内医療機関（小児科・産婦人科・歯科）に子育て支援ひろばの周知をした。 ・発達支援Ａに従事する専門知識を有する者の配置について、びっぴに掲載した。	・人とつながることが苦手な保護者が増えている。子育て中の家族に温かく寄り添い、こどもはもちろん家族が、安心できるようなかかわりが必要である。 ・こども一人一人、さらには保護者の状況に応じたプログラム内容の工夫が必要である。	・支援の必要な親子に切れ目のない支援となるように、他機関との連携に努める。 ・引き続き、研修等を通じ、スタッフの質の向上に努める。 ・こどもや保護者の状況に応じたプログラム内容を検討する。
	7		かかりつけ医の協力	かかりつけ医が、乳幼児の健康診査や診察時等において、発達障害の早期発見をし、早期支援につながるよう推進する。	集合しての研修の形では実施せず（オンラインセミナーとしてR5.4月から10月まで公開）	・実施回数 1回 ・参加人数 22人 ・開催方法 オンライン	・実施回数 1回 ・参加人数 23人 ・開催方法 オンライン	令和8年3月にかかりつけ医等発達障害対応力向上研修をオンラインで開催予定。	発達障害に関する理解が深まるよう、より多くのかかりつけ医に研修を受講していただく必要がある。	受講者が増えるよう研修を周知していく。

各課の取組状況等について

＜２＞ つながりある支援

時期	項目			内容（事業概要）	令和4年度 実績	令和5年度 実績	令和6年度 実績	令和７年度実施状況	課題	今後の取り組み
乳幼児期	1	子育て支援課	はますくノート（ファイル）の活用	平成23年度以降に生まれたこどもを対象に配付している「はますくノート（ファイル）」の活用促進に向けて検討する。	―	―	―	・12月11日に市内の幼稚園・保育園・認定こども園、児童発達支援事業所、こども家庭センター等の職員を対象に「発達支援に役立つ研修会（はますくノートを活用した支援）」を開催した。	「はますくノート（ファイル）」について関係機関に周知し、活用する場を増やしていく必要がある。	引き続き、「はますくノート」について保護者や関係機関に周知していく。
乳幼児期	2	子育て支援課	発達支援広場（たんぽぽ広場）での活用	発達支援広場での相談等を「はますくノート（ファイル）」に記録し、児の発育発達について理解を深める。	―	―	―	・保護者に広場や自宅、外出先での児の様子や保護者の思いなどを記録してもらい、支援者と情報共有したり、児へのかかわり方を共に考えたりできるようにした。	保護者がわが子の記録を効果的に活用できるよう記入を促したり、発達支援広場卒業後の活用場面について説明していく必要がある。	発達支援広場での支援情報等をファイルに綴り、はますくノートと共に保管し、活用することで、次の支援機関で有効的な支援につながることを保護者に周知していく。
乳幼児期	3	健康増進課	母子保健事業での活用	母子保健事業において、「はますくファイル（ノート）」への記入や活用を促し、乳幼児期から児の発育発達について理解を深める。	・はますくノート交付人数 （母子健康手帳交付数） 4,995人	・はますくノート交付人数 （母子健康手帳交付数） 4,864人	・はますくノート交付人数 （母子健康手帳交付数） 4,643人	・親子（母子）健康手帳交付時に、全妊婦に対して、はますくノート内の「はますくプラン」等活用し、妊娠期からの情報提供に努めている。 ・はじめてのパパママレッスン、こんにちはマタニティ訪問、こんにちは赤ちゃん訪問、1歳6か月児健診、3歳児健診（集団）、1歳6か月児健診事後相談、心理相談、ことばの相談、発達相談にて活用。	・サポートプランの活用方法	・今後も母子保健事業での活用を継続する。
乳幼児期	4	こども若者政策課	はますくＱ＆Ａ	育児に対する疑問や悩み等の質問に対して、専門職（13職種）が一問一答形式でアドバイスをしたり、子育てをより充実させる次のステップとして、浜松市の子育て情報を提供したりする。	・閲覧数 (延)2,444,131件 ・設問数 344問	・閲覧数 (延)2,530,997件 ・設問数 369問	・閲覧数 (延)1,873,045件 ・設問数 390問	・「ぴっぴ」公式LINEでのプッシュ通知及びはますくQ&AのInstagramアカウントで新着やおすすめのQ&Aを紹介した。 ・月2問程度、新規設問を掲載した。	保護者や子育て支援関係者が子どもの様子について心配を感じた時に手助けするツールとなるよう設問の充実とページの周知が必要。	引き続き、正しい知識や情報を伝えることで、保護者の養育面における不安を軽減するよう努める。

＜２＞ つながりある支援

時期	項目			内容（事業概要）	令和4年度 実績	令和5年度 実績	令和6年度 実績	令和７年度実施状況	課題	今後の取り組み
学齢期	5	教育支援課	個別の教育支援計画・指導計画の活用	特別な支援が必要な児童生徒の共通理解と共通支援	・作成率 （通常学級） 100% ・作成人数 1，290人	・作成率 （通常の学級） 100% ・作成人数 1，258人	・作成率 （通常の学級） 100% ・作成人数 1，373人	・特別な支援が必要な児童生徒については、個別の教育支援計画・指導計画を作成し、情報共有や支援の継続のために活用している。	・その都度、支援内容を見直し、効果的な活用方法を模索していく必要がある。 ・対象者が増加しているため、作成に時間を要する場合がある。	・教育委員会が行うケース会議、巡回相談などでは、教育支援計画・指導計画を資料として必ず活用し、支援方法や支援体制について検討する。 ・デジタルを活用し、作成の時間を軽減する方法を検討する。
	6		就学先教育相談の充実	・適切な就学先の検討と判断 ・保護者、本人の意向の尊重、就学先の合意形成	・就学教育相談児数 （実） 年長 789名 児童 763名	・就学教育相談児数 （実） 年長 609名 児童 811名	・就学教育相談児数 （実） 年長 765名 児童 849名	・入学までの流れやさまざまな学びの場などを保護者に説明する就学先ガイダンスを６会場で実施した。 ・保護者との合意形成のため相談期間を長めに設定し、再相談や園訪問に時間を当てられるようにしている。	・相談件数が多く、調査の実施から就学先の決定まで、さまざまな対応に苦慮している。 ・就学への不安が強い保護者もおり、判断された就学先よりも、手厚い支援を希望するケースも増えている。	・就学先の変更を希望する「就学先相談」や入学後の支援について相談を行う「教育相談」等を、支援ニーズや保護者の相談の目的に合わせて効果的に行う仕組みを検討する。 （５歳児健診との関連）
	7		移行期の連携	・幼保小、小中の引継ぎ ・移行期の連携のシステムの構築	・「サポートかけはしシート」引継ぎ実績 77校 281人 ※障害保健福祉課所管	・「サポートかけはしシート」引継ぎ実績 72校 276人 ※障害保健福祉課所管	・「サポートかけはしシート」引継ぎ実績 71校 293人 ※障害保健福祉課所管	・「サポートかけはしシート」の認知度が高くなり、就学前に事業所等と連携し、入学後の早期支援につながるケースも増えている。 ・入学予定の園児について、支援のための情報が必要な場合は、小学校の職員が園を訪問したり、保護者と教育相談を行ったりして、支援方法を検討している。	・相談につながらなかった家庭や入学後に心配な表われが出てくる子供の早期発見・支援の体制づくりが必要である。 ・小学校低学年の支援充実のためには、支援員等の人的支援の充実について検討する必要である。	・障害保健福祉課が実施している「サポートかけはしシート」アンケートなどで、効果的な引継ぎの時期や項目等について引き続きと検討する。 ・５歳児健診の実施に伴い、入学前の情報の引き継ぎ方法や入学後、早期からの適切な支援につなぐ方法を、引き続き健康増進課と検討する。
	8		小１ プロブレム	・調査をもとに小1プロブレムの課題を整理し、対策を検討する。 ・困難事例は指導主事・巡回相談員等が学校を巡回相談する。	・巡回相談、指導 35回	・巡回相談、指導 26回	・巡回相談、指導 18回	・スタートカリキュラムなどを実施し、入学前から連続性のある指導に取り組む学校が増えている。 ・入学後、不適応を起こしている児童について、指導主事や特別支援学校教員、巡回指導員（作業療法士、言語聴覚士）が学校を巡回し、支援方法等の助言している。	・スタートカリキュラムなど、入学前からの連続性のある指導の周知、充実を図る必要がある。 ・授業内容や形態の工夫、子供への関わり方などを研修し、適応できない子供の早期発見・支援につなげる必要がある。	・浜松市版「つながる」カリキュラムや活用マニュアルを学校に周知し、活用を図る。（教育センターとの連携） ・できるだけ早期から効果的な支援ができるよう、巡回相談・指導を周知する。
	9		インクルーシブ教育システムの構築	・インクルーシブ教育システムの構築のための体制づくり ・多様な学びの場の設置、充実 ・合理的配慮、基礎的環境整備の充実 ・教職員の専門性向上	・発達支援学級新設校 8学級（知的1，自･情7） ・ＬＤ等通級指導教室新設校 0教室	・発達支援学級新設校 ９学級（知的３，自･情４，肢体２） ・ＬＤ等通級指導教室は新設なし	・発達支援学級新設校 9学級（知的4，自･情5） ・ＬＤ等通級指導教室は新設なし	・通級指導教室や発達支援学級の設置方針について、市全体の体制整備を検討している。 ・教職員を対象に、就学先教育相談の方法、交流及び共同学習の在り方、支援が必要な生徒の進路指導等の周知を図っている。 ・通常の学級に在籍する支援の必要がある児童生徒の状況に応じて、支援員等を配置し、支援の充実を図っている。	・本市のインクルーシブ教育の基本的な考えを各学校や教員に周知する。 ・通常の学級、発達支援学級、通級指導教室など連続性のある多様な学びの場を整備するとともに、それぞれの学びの場で適切な支援を充実させる。 ・インクルーシブ教育を推進するための環境整備や人員の配置を計画的に行っていく。	・通常の学級を含め、それぞれの学びの場で適切な支援ができる教員を育成するための研修体制を整備する。 ・支援員等を適切に配置し、通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒の支援の充実を図る。

＜２＞ つながりある支援

時期	項目			内容（事業概要）	令和4年度 実績	令和5年度 実績	令和6年度 実績	令和７年度実施状況	課題	今後の取り組み
青年・成人期	10	児童相談所	施設卒業後の支援	支援が必要な年長の施設退所児を適切な支援に結び付けるとともに、必要なケースは継続して支援を行っている。	・新規入所等ケース （実）３人 ・継続支援ケース （実）２人	・新規入所等ケース （実）２人 ・継続支援ケース （実）１人	・新規入所等ケース （実）１人 継続支援ケース （実）３人	・R6年度に自立援助ホームに新規入所となった1人は、将来の自立を目指し、アルバイト就業中。 ・R6年度に継続支援中であった3人のうち、1人は自立に向け就労を継続中、2人は高校生活とアルバイトを継続している。	・発達特性や過去の被虐待の影響等から、施設生活や、登校、就労の状況が安定しない場合がある。	・問題発生時だけでなく、平常時から施設との情報共有を密に行い、児童との面接も定期的に実施していく。 ・施設職員への対応の助言や、医療その他の支援機関との連携を密に図りながら支援を行う。
	11	子育て支援課	施設卒業後の支援	自立援助ホームの設置により、児童養護施設等退所児童に対し、住居の提供や就業に向けた支援等を行うとともに、自立後もアフターケアを行うことで、児童の社会的な自立を継続的に支える体制を整える。	・個別支援 退所前児童 （実）19人 退所児童 （実)29人 ・集団支援 退所前児童 （延)19人	・個別支援 退所前児童 （実）８人 ・退所児童 （実）29人 ・集団支援 退所前児童 （延）34人	・個別支援 退所前児童 （実）４人 退所児童 （実）40人 ・集団支援 退所前児童 （延）67人	・令和７年度から「社会的養護自立支援拠点事業」を開始し、施設退所者等に対する相談支援体制の拡充を行った。 ・児童養護施設で児童自立生活援助事業を実施し、施設退所後も、こどものニーズに応じて、引き続き施設が他の支援機関（福祉、医療等）と連携して支援を行える体制を整えた。	・社会的養護自立支援拠点事業について、幅広く社会的養護経験者等が相談できるよう周知啓発が必要。	・社会的養護自立支援拠点事業について、HPやSNSの運用により、利用が想定される若者世代を中心に、周知啓発を行う。

各課の取組状況等について

＜３＞ 人材育成

時期	項目			内容（事業概要）	令和4年度実績	令和5年度実績	令和6年度実績	令和７年度実施状況	課題	今後の取り組み
乳幼児期	1	幼保運営課	園長研修	保育所･幼稚園等の園長（管理職等）が講義を通し、園長としての役割を考える。発達障害の早期発見･支援や関係機関との連携、子供･保護者･担任する保育者への支援、指導のあり方等について学ぶ。	・回数 1回 ・人数 272人 (オンライン研修)	・回数 1回 ・人数 169人 (オンライン研修) 369回 (オンデマンド視聴)	・回数 1回 ・人数 195人 (オンライン研修) 164回 (オンデマンド視聴)	・1回実施。(当日参加人数228人、オンデマンド視聴158回)。 ・アンケート結果では、約98%が「大変参考になった」「参考になった」と回答した。 ・「グレーゾーンと呼ばれる子の理解や早い段階での適切な支援の大切さを感じた」「シンポジウムという形で行ったことにより、巡回支援事業について理解することができた」等の感想が寄せられた。	・施設種別に関係なく、管理職等のリーダーシップの下、発達障害の理解、発達支援教育･保育を充実させていく必要がある。	・アンケートを基にニーズに応じた内容や講師を検討する。特に、浜松市が抱える発達支援教育の課題や実態について理解を深められるような内容を取り入れる。
	2		職員研修	特別な配慮を必要とする幼児の理解や支援の在り方及び保護者への支援の在り方、並びに関係機関との連携について学び、園の中核的な役割を果たすための資質向上を図る。	・回数 1回 ・人数 282人 (オンライン研修)	・回数 1回 ・人数 126人 (オンライン研修) 370回(発達支援237回＋外国人支援133回)(オンデマンド視聴)	・回数 1回 ・人数 250人 (オンライン研修) 380回 (オンデマンド視聴)	・1回実施。(当日参加人数249人、オンデマンド視聴586園)昨年度よりも受講人数が増えた。 アンケート結果では、99.8%が「大変参考になった」「参考になった」と回答した。 ・「発達特性がはっきりわかる子だけでなく、グレーゾーンの子供理解や支援のポイントが分かった。」「子供理解だけでなく、保護者理解をしていくことの大切さを学ぶことができた。」等の感想が寄せられた。	・施設種別に関係なく、中堅職員等が中心となって園内支援体制を構築するとともに、職員全員のアセスメント力や支援のスキルを高め、発達支援教育･保育を充実させていく必要がある。	・アンケートを基にニーズに応じた内容や講師を検討する。
	3		基幹的職員研修	2年間のプログラムで基幹的役割を担う職員を育成する。1年目は講義と発達支援広場等の実習、2年目はペアレントプログラムの実技を実施し、一人一人の子供や保護者に適した支援の充実を図る。3年目以降はフォローアップ研修を行う。	・実施回数 4回 ・参加人数 20人	・実施回数 6回 (別途事前研修1回) ・参加人数 19人	・実施回数 3回 ・参加人数 72人	・フォローアップ研修を3回実施。(基幹的職員のうち、園内の発達支援保育の総括を担う発達支援教育コーディネーター1回、基幹的職員研修2回(同内容で2回)) ・「アセスメントに基づく具体的支援」をテーマに研修を実施した。研修参加者は、これまで育成した基幹的職員で、各自アセスメントシートを作成し、 研修を通して、より専門的な知識を高め、園において中核的な役割を果たすことができるような人材を育成することができた。	・研修受講者が、発達支援教育コーディネーター・基幹的職員としての経験を積むことで自身のスキルを高めるとともに、各園において園職員への助言を通して園職員のスキルも高め、子供と保護者への支援を充実させる必要がある。	・基幹的職員（6期生）の育成を行う予定。 ・発達支援教育コーディネーター・基幹的職員の継続的な育成のための研修機会を確保する。

＜３＞ 人材育成

時期	項目			内容（事業概要）	令和4年度実績	令和5年度実績	令和6年度実績	令和７年度実施状況	課題	今後の取り組み
乳幼児期	4	教育センター	発達支援教育コーディネーター研修 (幼稚園)	・発達支援教育コーディネーターとして必要な知識や方法等を学ぶ。 ・KIDSやSDQ等の検査を活用し、個別の教育支援計画を作成できるようにする。	・実施回数 3回 ・参加人数 94人	・実施回数 4回 ・参加人数 88人	・実施回数 4回 ・参加人数 77人	・実施回数 ４回 ・参加人数 96人 ・KIDSやSDQの検査を活用した個別の教育支援計画の作成について研修した。 ・発達支援のベースとなる個別支援の考え方について学びを深めた。	・発達支援教育コーディネーターとして必要な資質の向上を図ること。 ・発達支援教育の観点から見た幼少接続に関して、幼児期の育ちや個別の支援の在り方などを円滑につないでいくために、コーディネーターとして果たすべき役割について学びを深める必要がある。	・コーディネーターの役割、事例研究の方法、アセスメント、保護者対応について学ぶ。 ・また、学びを深めたい教員については、新規でなくても受講できることを周知していく。
学齢期	5	教育センター	発達支援教育リーダー研修(令和3年度までは第1期で育成した発達支援教育リーダーのフォローアップ研修を実施)	地区の発達支援教育の中心となって活動するためにＴＥＡＣＣＨ、ＡＢＡをはじめとする様々な技法についての具体的な応用の仕方や多様な困難事例への対処法について講義や演習を通して学ぶ。	・実施回数 2回 ・参加人数 66人 ※発達支援教育リーダー研修	・実施回数 2回 ・参加人数 61人 ※第2期発達支援教育リーダー研修	・実施回数 2回 ・参加人数 62人 ※第2期発達支援教育リーダー研修	・令和１２年度より開始予定。（令和７～１１年度は実施しない） ・発達支援教育リーダーは、新規発達支援学級担当教員の師範役として研修講師を務める。	・新規発達支援学級担当教員の増加に対して、師範役としての発達支援教育リーダーの数が足りない現状である。	・発達支援教育の最新情報を伝え、子供の正確な見立てができる力を身につける。 ・令和７年度に引き続き、新規に発達支援学級を担当する教員の師範役を担う。
	6	教育センター	発達支援教育コーディネーター研修　(小・中学校)	発達支援教育コーディネーターの役割や校内における発達支援教育研修の推進に必要な知識・手法について講義や演習を通して学ぶ。	・実施回数 ２回 ・参加人数 173人	・実施回数 ２回 ・参加人数 185人	・実施回数 １回 ・参加人数 142人	・６月に実施。参加人数 157人。 ・講師の講話から、保護者理解を基にした保護者面談の在り方、医療との連携の仕方について理解を深めた。	・発達支援教育コーディネーターとして必要な資質の向上を図ること。	・全校悉皆の研修でインクルーシブ教育システムについての研修、事例の検討、就学支援について情報交換を行う。
	7	教育支援課	発達支援学級の指導充実	発達支援学級担当教員として必要な知識・技能を習得するとともに、発達支援が必要な子供への接し方や対処の仕方等を実践的に学ぶ。	発達支援学級モデル教室 小学校２教室 中学校１教室	発達支援学級モデル教室 小学校２教室 中学校１教室	発達支援学級モデル教室 小学校２教室 中学校１教室	・発達支援学級の環境設定のための「ガイドライン」や授業づくりのための「チェックリスト」を研修会の折に紹介している。 ・発達支援学級担任として必要な基本的な理論と技能を身に付けるため、発達支援教育の研修を実施している。	・研修を受けた教員（マイスター教員）を研修に活用し、専門性の高い発達支援学級担当者を育成する必要がある。 ・学級経営に役立つ動画やスタートアップブック等を作成し、経験の少ない教員が安心して学級経営するための資料を作成する必要がある。	・マイスター教員を活用した研修体制の充実を図る。 ・マイスター教員を中心に、発達支援学級担任のためのスタートアップブックを作成する。 ・研修会等で、環境設定に関わる「ガイドライン」と授業づくりの「チェックリスト」を活用した取組をさらに周知する。
	8	教育支援課	スクールカウンセラー研修	発達障害に対応する心理臨床業務の向上	・実施回数 ２回 ・参加人数 396人	・実施回数 ２回 うち１回はオンデマンド ・参加人数 約400人	・実施回数 ２回 うち１回はオンライン ・参加人数 約400人	・悉皆研修では、浜松市の不登校の現状や支援体制について説明し、支援のあり方とスクールカウンセラーの担う役割について共有する場とした。 ・必要に応じて、市教委所属のスクールカウンセラーによるスーパーバイズを行った。	・スクールカウンセラーが学校の教員と情報共有するカンファレンスの時間を確保する必要がある。 ・スクールカウンセラーの資質向上のための研修会を充実させる必要がある。	・スクールカウンセラーの配置時間を増やし、学校での対応時間を確保する。 ・いじめ、不登校、発達特性など困難事例に対応するため、スキルアップの研修を行う。

＜３＞ 人材育成

時期	項目			内容（事業概要）	令和4年度実績	令和5年度実績	令和6年度実績	令和７年度実施状況	課題	今後の取り組み
学齢期	9	指導課	スクールソーシャルワーカーの活用	家庭支援や関係機関等との連携による指導体制の強化	・派遣学校数 144校 ・継続支援児童生徒の抱える問題件数 4,361件	・派遣学校数 145校 ・継続支援児童生徒の抱える問題件数 4,313件	・派遣学校数 145校 ・継続支援児童生徒の抱える問題件数 3,710件	・21人体制（20人及び緊急支援1人）で市内全校のケースに対応し、社会福祉機関や医療機関等との連携をサポートしている。 ・指導課配置のスーパーバイザーが各ワーカーに直接指導・助言し、適切な対応につなげるとともに、ワーカーの技量を向上することができた。	・発達障害と複合した課題を抱えた児童生徒や養育困難を訴える保護者が増加している。	・多様な支援方法を用いて問題の早期発見、早期解決を図るため、専門性を有するスクールソーシャルワーカーを配置・派遣していく。 ・全体の人数を拡充していく(次年度当初増員予定)。
学齢期	10	学校・地域連携課	放課後児童会支援員等研修	・放課後児童会支援員等に対して、発達障がいに関する研修会を実施する。 ・講話及び事例検討。	・実施回数 1回 ・参加人数（実） 894人 (動画視聴)	・実施回数 4回 ・参加人数 (延)153人	・実施回数 4回 ・参加人数 (延)136人	・９月から11月にかけて放課後児童会支援員等に対する研修会を４回開催し、支援員が発達障がいに関する必要な知識を習得できた。（参加人数（延）225人） ・放課後児童会運営事業者が支援員等の資質向上の一環として、発達支援に関する研修を行った。	・運営事業者が実施する発達支援に関する研修や取り組みとの差別化が必要となる。	・より多くの放課後児童会支援員等が発達障がいに関する知識を身に着け、現場での支援に活かせるよう研修を継続実施していく。
青年・成人期	11	障害保健福祉課	精神発達障害者就労フォローアップ事業	利用者の障害特性に応じた効果的な支援方法について専門家がそれぞれの立場から助言を行い就労移行支援事業所等の支援技術の向上を図る。	・実地確認 0事業所 ・実地事例検討 1事業所 ・スキルアップ研修等 1回開催	・実地確認 6事業所 ・実地事例検討 3事業所 ・スキルアップ研修等 2回開催	・実地確認 6事業所 ・実地事例検討 2事業所 ・スキルアップ研修等 2回開催	・8事業所に対し実地確認を実施し、1事業所に対し実地事例検討を実施した。事例検討でアドバイザーからいただいた助言を支援に生かしている。 ・精神・発達障害者就労支援研修会を開催した（第1回：10月8日、第2回：11月12日）	・就労移行支援事業所等が抱える課題を捉え、本事業に反映させること。	・就労支援に必要な知識や技術の習得を目的に事業所支援員等を対象にした研修会を実施し、支援者のスキルアップを図る。 ・希望事業所に対して実地事例検討会を開催し、支援現場により即した個別支援に係る支援技術の向上を図る。
共通	12	児童相談所	児童養護施設職員への研修	経験の浅い施設職員に、ペアレントトレーニングを実施し、発達障害への理解を深め、対応力の向上を図る。	・実施回数 （延）27回 ・参加人数 （実） 8人 （延）72人	・実施回数 （延）18回 ・参加人数 （実）11人 （延）99人	・実施回数 （延）18回 ・参加人数 （実） 9人 （延）81人	清明寮、わこう、すみれ寮の若手職員（12名）に対しペアレントトレーニングを実施中（清明寮とわこうは合同開催、すみれ寮は単独開催。）。これまでのところ、全9回のうち第6回までを終了している。	若手職員の児童対応のスキルアップを図り、施設における養育環境向上と児童の施設不適応発生の予防を目指す。	施設職員と入所児童に関する情報交換を行う中で、ペアレントトレーニングの知識やスキルが身についているかについても確認し、必要に応じて助言を行う。
共通	13	障害保健福祉課	障がい児に関わる支援者研修会	障がい児とその家族等の支援に関わる支援者の専門性及び支援力の向上を図る	開催回数 3回	開催回数 3回	開催回数 3回	次の内容の研修を実施 ・若者支援の現状について（8/20開催。参加人数68人） ・事例とSVで学ぶ見立ての基本（11/28開催。参加人数85人） ・ルピロの役割と目指していること（1/21開催予定）	地域の中核となる職員の育成	教育と福祉の連携、こどもアセスメントツール及び権利擁護に係る研修を実施する

各課の取組状況等について

＜４＞ 環境整備

時期	項目			内容（事業概要）	令和4年度実績	令和5年度実績	令和6年度実績	令和７年度実施状況	課題	今後の取り組み
乳幼児期	1	障害保健福祉課	児童発達支援	療育の観点から集団療育や個別療育を行う必要がある未就学の障がい児が児童発達支援を受けたときに、サービスに要した費用について給付費を支給する。	・利用者数 1,463人 ・事業所数 52か所 ・利用定員 691名	・利用者数 1,602人 ・事業所数 60か所 ・利用定員 767名	・利用者数 1,622人 ・事業所数 67か所 ・利用定員 841名 ・運営指導実施事業所数 17か所	・利用者数及び指定事業所数は増加している。 ・事業所に対し運営指導を実施し、運営に関する助言及び指導を行った。	・指定基準等を遵守した適正な事業所の運営及び児童発達支援ガイドライン等を活用した適切な支援の実施。 ・利用者のニーズ等の支援実態を把握できるような調査の実施。	・事業所の適正な運営及び支援の質を確保するため、引き続き、事業所に対して、指定基準の遵守、児童発達支援ガイドライン等の活用について周知徹底する。
乳幼児期	2	障害保健福祉課	保育所等巡回支援(園支援)	発達障害等に関する知識を有する専門員が、子どもやその親が集まる保育所等の施設を巡回し、施設等の職員や発達に課題のある子どもの保護者に対し、早期発見・早期対応のための助言等支援を行う。	・実施園 （実）172園 （延）484回 ・放課後児童会 （実）4か所 （延）7回 ・事業周知 161園 2児童会 ・事例検討会 一般参加者 （延）82人	・実施園 （実）180園 （延）614回 ・放課後児童会 （実）6か所 （延）7回 ・事業周知 427園 ・事例検討会 一般参加者 （延）138人	・実施園 （実）184園 （延）683回 ・放課後児童会 (実)10か所 (延)13回 ・事業周知 365園 ・事例検討会 一般参加者 （延）82人	・事業所を4事業所に拡大し保育所等を限なく巡回訪問している。 ・医師をアドバイザーに迎え、事業所主催で事例検討会を実施。定員に満たない場合は、児童通所施設へも案内をし、地域全体の支援の質の向上に努めている。	・「5歳児健診事業（健康増進課）」の開始を踏まえ、事後フォローとなった児の継続支援の対応等、業務が増加する可能性がある。	・巡回訪問していく中で、5歳児健診事業の理解促進、顔つなぎを行うと共に、園の状況を把握し、支援の体制を図っていく。
乳幼児期	3	幼保運営課	市立幼稚園「発達支援の部屋」	市立幼稚園において、個別の支援を必要とする子供の成長や発達を促すことを目的に「発達支援の部屋」を設置。保護者の理解を得て個のニーズに応じた支援を行う。	・実施園 6園 ・登録児数 115人	・実施園 6園 ・登録児数 104人	・実施園 6園 ・登録児数 109人	・「発達支援の部屋」設置園6園の登録児数は77人（12/1時点） ・保護者アンケート等において「子供の成長を感じている。」「集中力を伸ばすための工夫がされていて、家庭でもやってみようと思う。」等の回答があった。 ・技術的支援を実施する当該園に他5園が参加する研修の他、園長や専任教諭、担当者の情報交換をした。 ・発達支援アドバイザー1名が技術的支援後のフォローアップを行った。	・設置園の職員一人一人のアセスメント力や支援の質の向上を図るため、技術的支援の在り方の検討が必要である。 ・園内支援体制の要となる専任教諭の専門性を高められるよう、育成の場を工夫する必要がある。	・ルピロによる技術的支援を継続していただき、「発達支援の部屋」のより一層の充実を図る。 ・「発達支援の部屋」の有用性について改めて研究をし、増設も含め市立幼稚園の発達支援の在り方について検討する。
乳幼児期	4	幼保運営課	市立保育所「個別保育」	市立保育所全園において実施。集団生活に困り感のある子供が、安心して過ごせる環境を工夫した支援を行う。成功体験を積み重ねることで、集団生活を送るための適応能力が身に付くようにし、子供の健やかな成長を促す。	・実施園 20園	・実施園 20園	・実施園 20園	・令和7年度から「個別支援保育」に名称変更をし、全園で実施した。 ・集団生活に困り感のある子供が、成功体験を積み重ねながら安心して過ごせる環境に配慮した支援を行ったことで、子供の健やかな成長を促すことができた。 ・1月に「個別保育研修会」を実施予定。園の事例を通して対応の仕方等を検討する。小グループにて事例検討も行い、学び合う内容を計画している。	・基幹的職員の中から園長が指名する発達支援教育コーディネーターが中心となり、支援を充実させるための体制を構築する必要がある。 ・経験の浅い職員のアセスメント力の向上を目指す必要がある。 ・次代の基幹的職員の育成を図る必要がある。	・基幹的職員の中から指名された発達支援教育コーディネーターを中心に、園内推進体制の構築と「個別支援保育」の更なる充実を目指す。 ・「個別支援保育」実践発表の方法を工夫し、全職員の質の向上を図る。

＜４＞ 環境整備

時期	項目			内容（事業概要）	令和4年度実績	令和5年度実績	令和6年度実績	令和７年度実施状況	課題	今後の取り組み
乳幼児期	5	幼保支援課	私立幼稚園・保育所等への対応	＜私立幼稚園＞ ・教育振興事業費補助金にて、要支援児の受け入れ園へ、1園最大450千円の補助金交付 ＜私立保育所等＞ ・入所児童のうち、市長が要支援児童として認定した人数に応じ、補助金交付	・交付園数 (私立幼) 5園 (私立保等) 111園	・交付園数 (私立幼) 9園 (私立保等) 115園	・交付園数 (私立幼) 8園 (私立保等) 117園	(私立幼) ・申請を希望する園において、交付の手続きを進めている。 (私立保等) ・年4回認定を実施し、補助金の交付をしている。	・受け入れ体制の整備と適切な支援	・要支援児の受け入れ体制を整えることができるよう、補助金交付を継続実施する。 ・保育所等巡回支援事業など周知する。
学齢期	6	学校・地域連携課	放課後児童会 発達障がい児の受入	発達障がいのある児童が1人以上在籍する放課後児童会に対し、支援員を追加配置するため、負担金・委託料の加算等を行う。	・受入児数 256人	・受入児数 359人	・受入児数 463人	・受入児数531人（5月1日時点） ・入会申込時の実態把握及び委託料の加算等により支援員等を加配した。 ・放課後児童会に入会した児童に対し、必要な支援員を配置できた。 ・県の実地研修や市の巡回支援事業による児童会への専門家（心理士等）の派遣を事業者へ案内し、19児童会が利用した。	・児童が抱える特性の多様化、発達障がいを抱える児童の増加 ・放課後デイサービスが利用できない等の理由で児童会を利用する児童が一定数いること。	・各専門機関と連携し、在籍児童の個々の障がい特性に可能な範囲で対応できるように努める。 ・運営事業者がサポート体制を整え、継続的な対応を行う。
	7	教育支援課	発達支援教室（発達支援教育支援員の配置）	・発達支援教室の配置 ・発達支援教室の活用状況の把握と指導	・利用者数 (小学校) 1,167人 (中学校) 346人	・利用者数 (小学校) 1,257人 (中学校) 436人	・利用者数 (小学校) 1,710人 (中学校) 503人	・５教室増設し、小学校80教室、中学校37教室、計117教室設置し、通常の学級に在籍する児童生徒の支援を行っている。 ・校内支援体制として支援の目的や方法が職員間で共通理解されている学校では、教室が有効に活用できている。	・設置数は増えているが、対象の児童生徒が多く、教室の複数配置を希望する学校もある。 ・支援方法や活用状況には学校間で差がでないよう、基本的な運営などを周知していく必要がある。	・指導員や発達支援教育コーディネーターの研修会において、支援方法や校内体制での位置付けなど、基本的な運営について引き続き共通理解を図っていく。
	8	教育支援課	ＬＤ等通級指導教室	・ＬＤ等通級指導教室の入退級審査会の実施 ・担当者研修会の実施 ・通級指導教室説明会の実施	・小学校7校14教室（すべて複数配置）通級児童数219人 ・中学校 3校5教室（複数配置2）通級生徒数 72人	・小学校7校14教室（すべて複数配置）通級児童数224人 ・中学校 3校5教室（複数配置2）通級生徒数67人	・小学校7校14教室（すべて複数配置）通級児童数286人 ・中学校 3校5教室（複数配置2）通級生徒数59人	・入退級審査会・研修会を開催し、見立てや指導方針、具体的な指導方法などについて、担当者同士が研修を深めている。 ・多くの児童のニーズに応えるため、神久呂小LD等通級指導教室が隣接２校に、赤佐小LD等通級指導教室が隣接１校においてサテライト方式を実施している。	・指導者の専門性を高めていく必要がある。 ・保護者の事情で送迎できないなど、指導の必要性がある児童生徒のニーズに応えられないケースがある。	・指導が必要な児童生徒が在籍校や近隣の学校で指導が受けられるよう、サテライト方式（巡回による指導など）での指導を拡充する。
	9	障害保健福祉課	放課後等デイサービス	学校に就学しており、授業の終了後または休業日に支援が必要と認められた障がい児が放課後等デイサービスを受けたときに、サービスに要した費用について給付費を支給する。	・利用者数 2,069人 ・事業所数 111か所 ・利用定員 1,125名	・利用者数 2,180人 ・事業所数 125か所 ・利用定員 1,293名	・利用者数 2,748人 ・事業所数 131か所 ・利用定員 1,389名 ・運営指導実施事業所数 27か所	・利用者数及び指定事業所数は増加している。 ・事業所に対し運営指導を実施し、運営に関する助言及び指導を行った。	・指定基準等を遵守した適正な事業所の運営及び児童発達支援ガイドライン等を活用した適切な支援の実施。 ・利用者のニーズ等の支援実態を把握できるような調査の実施。	・事業所の適正な運営及び支援の質を確保するため、引き続き、事業所に対して、指定基準の遵守、放課後等デイサービスガイドライン等の活用について周知徹底する。

＜４＞ 環境整備

時期	項目			内容（事業概要）	令和4年度実績	令和5年度実績	令和6年度実績	令和７年度実施状況	課題	今後の取り組み
学齢期	10	教育センター・教育支援課	通信制高校・サポート校の現状把握	通信制高校・サポート校について、静岡県と連携を図る中で、現状の把握に努める。	・進学状況 （知的） 24％ （自閉，情緒） 50％	・進学状況 （知的） 26％ （自閉，情緒） 55％	・進学状況 （知的） 26％ （自閉，情緒） 43％	保護者及び当該生徒に通信制高校・サポート校の進路先や就労状況に関する情報提供を行った。 通信制高校・サポート校についての理解を深めるため、体験入学及び学校説明会等への参加を促した。	・通信制高校・サポート校卒業後の様子や就労状況などについて把握し、進路指導Q&Aと進路指導の手引きを活用して進路指導の充実を図っていく。 ・小中学校で社会的な自立に向けた指導が、中学校卒業後も継続できるよう、保護者との教育相談を充実させていく。	教育相談を行う中で、生徒が自律的に進路選択ができるよう、保護者及び当該生徒への通信制高校・サポート校の情報提供を継続していく。 ・第１回に指摘のあった支援が必要な生徒の情報に関する進学先への引継ぎについて、保護者の同意を得た上で「中高連携シート」を活用するよう変更した。私立高校や通信制高校へも、情報の引継ぎを円滑に行うようにする必要がある。
		精神保健福祉センター			「不登校やニート、ひきこもり等の悩みに個別に応じる合同相談会」（合同相談会）に相談ブース設置。 相談5組 （内4件の対象者は10代）	「不登校やニート、ひきこもり等の悩みに個別に応じる合同相談会」（合同相談会）に相談ブース設置。 相談9組(内1件が個別相談につながる)	「こども・若者のさまざまな悩みに個別に応じる合同相談会」に相談ブースを設置。 相談8組(内2件が個別相談につながる)	令和7年も合同相談会に参加し3件の相談を受けることができた。うち個別相談につながったケースは無し。	合同相談会で相談があった3組のうち、2組は相談対象者の年齢が10代であった。（13歳1組、12歳1組） 不登校が増加する中、不登校支援からの切れ目ない支援のつながりが求められている。	合同相談会参加や「ひきこもり支援者カフェ」の実施により、広く不登校やひきこもり支援に関心がある支援者を対象とした、顔の見える関係づくりを継続していく。
		こども若者政策課（青少年育成センター）			・合同相談会でブース設置を行った通信制高校、サポート校数10校 （同ブースへの相談件数91件）	・合同相談会でブース設置を行った通信制高校、サポート校数9校 （同ブースへの相談件数167件）	・合同相談会でブース設置を行った通信制高校、サポート校数11校 （同ブースへの相談件数127件）	・10月５日（日）浜北文化センターにて開催。 ・合同相談会でブース設置を行った通信制高校、サポート校数10校 （同ブースへの相談件数136件）	・合同相談会の周知	・引き続き県教委と連携し、通信制高校・サポート校へ合同相談会への参加を呼び掛けるとともに、来場者が相談しやすい環境づくりを図っていく。

＜４＞ 環境整備

時期	項目			内容（事業概要）	令和4年度実績	令和5年度実績	令和6年度実績	令和７年度実施状況	課題	今後の取り組み
青年・成人期	11	障害保健福祉課	余暇支援（居場所づくり）	在宅の障害のある方を地域で支援できる居場所として、地域活動支援センターがあり、創作的活動や生産活動の提供、社会との交流の場とする。	・事業所数 6か所 ・利用者数（延） 14,299人	・事業所数 6か所 ・利用者数（延） 12,786人	・事業所数 7か所 ・利用者数（延） 13,855人	・在宅の障害のある方に対し、創作的活動や生産活動の提供、社会との交流の場を提供した	事業所によっては、利用者の減少に伴う利用料収入の減により、採算面が課題となっている。	・在宅の障害のある方に対し、創作的活動や生産活動の提供、社会との交流の場を提供していく。
	12	こども若者政策課（青少年育成センター）	若者相談（わかばプラス・LINE相談）	社会生活を円滑に営む上で困難を有する概ね15歳から40歳未満までの若者とその家族の相談を受け付け、必要な情報を提供するとともに、個々の状況に応じた伴走型の支援や居場所づくりなどにより成長や自立を支える。	・相談件数（延）1,632件 ※うちLINE相談1,297件	・相談件数（延）1,944件 ※うちLINE相談1,602件	・相談件数（延）2,152件 ※内訳 わかば（～9月）108件 わかばプラス（10月～）698件 LINE相談1,346件	相談件数（4月～9月）延べ1,630件 ※内訳（相談者に占める若者の割合） わかばプラス903件（91%、うち84%が継続支援の対象） LINE相談 727件（96%）	わかばプラス ・高校生年代の若者の実態把握 LINE相談 ・文字のやりとりとなるため、誤解を与えないように丁寧に対応すること	わかばプラス ・学校等における出前講座。他機関訪問等のアウトリーチ、イベント等による居場所の提供に取り組み、相談利用の促進、他機関連携の強化を図る。 LINE相談 ・相談員から利用者への呼びかけ、わかばプラスへの誘導を実施していく。
共通	13	障害保健福祉課	診療の場の確保	子どもの心身の発達を専門とした診療の場を確保する。現在、友愛のさと診療所（浜名区高薗）、子どものこころの診療所（中央区鴨江）の２施設が運営されている。	・診療延人数 （友愛のさと診療所）48,072人 （子どものこころの診療所）29,503人	・診療延人数 （友愛のさと診療所）49,891人 （子どものこころの診療所）31,487人	・診療延人数 （友愛のさと診療所）46,148人 （子どものこころの診療所）32,290人	・各診療所の診療延べ人数（見込） 友愛のさと診療所 47,600人 子どものこころの診療所 29,300人	・新患待機期間（R6年間平均） 友愛のさと診療所 約4.6ヶ月 子どものこころの診療所 約2.8ヶ月	診療機能拡充のため、引き続き、関係機関と連携し整備手法を検討するとともに、医師等の確保に努める。
	14	子育て支援課	発達障がい相談窓口	市民が身近なところで発達障害に関する相談ができるように、家庭児童相談室での相談対応を充実させる。	・相談件数 157件	・相談件数 229件	・相談件数 324件	・家庭児童相談室で個別相談対応をしている。必要があれば発達相談支援センター「ルピロ」と連携しながら相談対応を行っている。	幅広い相談に対応するため職員の対応力向上が必要。	・家庭児童相談室と発達相談支援センター「ルピロ」が連携、協力しながら相談対応していくなかで、対応力を向上させていく。

＜４＞ 環境整備

時期	項目			内容（事業概要）	令和4年度 実績	令和5年度 実績	令和6年度 実績	令和７年度実施状況	課題	今後の取り組み
共通	15	精神保健福祉センター	ひきこもり相談支援	ひきこもり地域支援センターを開設し、市が主に一次相談を、NPOが訪問支援及び居場所事業を行い、官民協働による相談支援を行っている。	・相談件数 (実)229人 (延)1,754件 ・NPO法人による訪問 (実)14件 (延)275件	・相談件数 (実)253人 (延)1,950件 ・NPO法人による訪問 (実)15件 (延)243件	・相談件数 (実)245人 (延)1,993件 ・NPO法人による訪問 (実)16件 (延)192件	・「10代の不登校・ひきこもりに悩んでいるご家族の教室」や「ひきこもり家族の春の集い・夏秋の集い」を実施した。 ・ひきこもり事業を利用する当事者で、発達障害の診断がある方や特性があると思われる方を対象に、ロールプレイを組み込んだコミュニケーションに焦点をあてたプログラムを実施した。 ・令和6年6月から浜名区内にひきこもり地域支援センターサテライト「ゆるりと浜名」を開設し、個別相談や家族茶話会を実施している。	・ひきこもり当事者を支えるご家族が、家族同士の悩みをわかちあい気軽に相談できる場につながれるよう、ひきこもり家族会と連携を図っていく。 ・各プログラムに参加した当事者が次のステップに進んでいけるよう、個別相談での振り返りとサポートステーションはままつなどの就労支援機関と連携を図っていく。 ・浜松北部地域での増段や交流の場として開設したサテライト「ゆるりと浜名」について市民や関係機関への周知を行っていく。	・サテライト事業所を拠点に、浜松北部地域の支援体制の強化を図るとともに、周辺の関係機関と連携しながら8050問題にも取りくんでいく。
	16	障害保健福祉課	こども部会の開催（自立支援協議会専門部会）	障がい児支援に関する課題の整理や調査研究・課題解決のための協議を行う。	―	開催回数 年5回	開催回数 年3回	・こどもアセスメントツールワーキングを設置し、ツールを改変。 ・地域児童支援体制ワーキングを設置し、移行期の体制について検討。 ・強度行動障がい児の予防支援体制ワーキングを設置し、実態調査を実施。 ・障がい児移行調整会議を開催し、障害児入所施設に入所している児童が円滑に成人期の支援に移行できるよう関係機関と連携し調整。 ・障がい児に関わる支援者研修会を3回実施。	・こどもアセスメントツールの普及 ・ライフステージや家庭状況の変化等に伴う支援体制の構築	・こどもアセスメントツールの周知・普及と共に、スーパーバイザーの養成についても検討。 ・地域児童の支援体制ワーキングを継続し、地域で生活する障がい児が適切な支援を適切なタイミングで受けることができる支援体制を検討。

各課の取組状況等について

＜５＞ 就労支援

時期	項目			内容（事業概要）	令和4年度実績	令和5年度実績	令和6年度実績	令和7年度実施状況	課題	今後の取り組み
青年・成人期	1	労働政策課	就労定着支援の充実＜障害者就労支援センター（ふらっと）＞	・就労に向けた総合的な支援の実施 ・就労後の職場定着支援の実施	・就職件数 23件 (※発達5件) ・就労支援相談件数(延)1,472件 (※発達410件) ・定着支援相談件数(延)3,220件 (※発達1,140件)	・就職件数 31件 (※発達12件) ・就労支援相談件数(延)1,567件 (※発達632件) ・定着支援相談件数(延)3,051件 (※発達1,145件)	・就職件数 27件 (※発達8件) ・就労支援相談件数(延)1,292件 (※発達417件) ・定着支援相談件数(延)3,254件 (※発達1,053件)	・障がいの程度や適性に応じ、適切な就労支援を実施している。 ・定着支援に取り組んでいても、休職や離職に至るケースが一定数あるため、離職後の支援も含め、本人にとって最善の選択ができるよう、きめ細やかなケースワークを実施している。	企業と障害者それぞれが抱える事情を考慮したうえでの就職者数の増加と離職者数の減少につながるマッチング機会の提供が課題である。	今後も本人や家族の意向を十分に尊重しながら、個別のニーズに寄り添った切れ目のない支援を実施すると同時に、雇用側である企業に対しても必要な支援を行い、包括的な就労支援体制の充実に努めていく。
	2	障害保健福祉課	障害者雇用に関する企業への支援	障害者雇用を検討又は実施している企業が円滑な障害者雇用を実現及び継続するため、障害者の能力に適した職務の選定や受入体制の整備等について継続的な助言及び支援を行う。	・登録社数 28社 ・支援回数 104回	・登録社数 22社 ・支援回数 111回	・登録企業数 18社 ・支援回数 102回	・雇用アドバイザーを配置し、企業や医療機関等に対し、雇用、就労定着、復職、再就職等障がいのある人の就労全般に関するアドバイスを行った。 ・障害者雇用勉強会（7月8日）、研修会（8月26日、11月22日）を開催した。	障害者の法定雇用率引き上げに伴い企業の障害者雇用がさらに進むと考えられ、障害者雇用の経験の有無にかかわらず中小企業を含めた新規雇用や雇用の拡大に支援を要する企業に対し、雇用受入調整の段階から求人、採用、定着、拡大まで年間を通じ企業に寄り添った支援が求められる。	今後も継続して企業等に対し障がいのある人の就労全般に関するアドバイスを行うとともに、研修会等を開催する。
	3	労働政策課	早期からの職業適性理解	項目１に準ずる。						
		障害保健福祉課		項目２に準ずる。						
	4	障害保健福祉課	就労イメージをもったキャリア教育	イオン株式会社と浜松市における包括連携協定の一環として、市内の事業所における特別支援学校生徒の実習受入マッチングを図る。	・実習回数 4回 ・実習人数 2人（3年生2人）	・実習回数 1回 ・実習人数 1人（2年生1人）	・実習回数 2回 ・実習人数 2人（3年生2人）	・R7年度は4店舗中1店舗で3名の実習を実施した。	実習期間を十分確保するため、2年生からの実習受入れを継続してもらえるよう依頼していく。	・特別支援学校の実習日程を考慮してイオン株式会社との調整を行う。 ・実習期間を十分確保するため、２年生からの実習受入れを継続してもらえるよう依頼していく。
		教育支援課		中学校の発達支援学級における、働く意欲を高める作業学習や職場体験等の実施	―	―	―	・中学校において、生徒一人一人がキャリアパスポートを活用し、自らの状況を見通したり振り返ったりしながら、将来の生き方を考える機会を年間5回設定した。 ・生徒一人一人が職場体験において自己の生き方を考えたり、職場見学や作業学習において将来の社会自立に向けて必要とされる力を育んだりしながら、働く意欲を培った。	・職場体験が生徒にとって職業に関する啓発的な体験となるよう、事前指導を充実させるとともに、進路をめぐる環境の変化等の現実に即した情報を保護者と共有する必要がある。	・今後も、生徒が自らの意思と責任で自己の生き方や進路を選択できるよう、本人及び保護者のニーズを把握しながら適切に推進していく。

各課の取組状況等について

＜６＞ 普及・啓発

時期	項目			内容（事業概要）	令和4年度 実績	令和5年度 実績	令和6年度 実績	令和７年度実施状況	課題	今後の取り組み
青年・成人期	1	労働政策課	企業への啓発	・就労後の職業生活での自立を図るため、本人や事業者、関係機関等への訪問による相談対応や連絡調整を行い、職場への定着を支援する。 ・障害者雇用に関するセミナーを実施する。	・企業への定着支援件数 799件 ・セミナー1回開催 参加者51名	・企業への定着支援件数 821件 ・セミナー1回開催 参加者56名	・企業への定着支援件数 1,035件 ・セミナー1回開催 参加者72名	・雇い入れに関する相談については、就職面接への同席や職場実習の調整、障害特性の理解促進の為の説明を行っている。 ・定着に関する相談については、定期的な訪問等の支援を継続しながら、トラブル発生時には労使双方の言い分を確認しながら迅速に対応し問題解決に努めている。 ・今年度はセミナーをシンポジウム形式で実施した。障害者雇用に取り組む企業、ハローワーク及び障害者就業・生活支援センターの方にご登壇いただき、事例紹介やパネルディスカッションを通じ、参加者に障害者雇用のためのヒントを得ていただく機会とした。 （令和7年9月24日実施）	・法定雇用率の引き上げに伴い、採用したい企業も増えているが、実際に働き出してから出てくる課題への対応や双方へのフォローが必要。	・障害の特徴や度合い、本人の個性に対する企業の理解を深め、個々のケースに合ったきめ細かな定着支援を行う。 ・就労者と企業の双方へフォローを行う。 ・障害者雇用の理解を深めるためセミナーを開催し、福祉系企業以外の企業の参加を促していく。
		障害保健福祉課		ハローワーク浜松管内の企業・求職者を対象とした「障害者雇用支援セミナー」を実施	令和4年9月9日アクトシティ浜松にて障害者雇用支援セミナーを開催し、38事業所、58人が参加した。	令和5年9月19日アクトシティ浜松コングレスセンターにて開催し、64事業所、80名が参加した。	令和6年9月24日アクトシティ浜松コングレスセンターにて開催し、43事業所、50名が参加した。	ハローワーク浜松市との共催でセミナーを実施し、企業に対し障害者雇用にかかる理解の促進をした。	法定雇用率の引き上げに伴い、新規採用や雇用の拡大を検討する企業が増えると思われる。企業における障害者雇用の取り組みを紹介し、業務の切り出しや雇用の定着等について知る機会は必要である。	障害者就労の場を確保するとともに、企業の障害者雇用にかかる理解を促進し、障害者雇用の拡大、障害者雇用率の改善、達成を目的に、産業部と連携して取り組んでいく。
共通	2	子育て支援課	発達障害の情報提供・周知	・発達障害啓発週間時の展示等、様々な機会をとらえて発達障害に関する正しい情報を提供し、市民への周知を図る。 ・発達障害の特性や早期支援の有効性など、発達障害に関する正しい情報を提供する。	—	—	—	・令和7年4月5日にルピロと浜松医大の発達障害啓発週間の研修会を実施した。 ・世界自閉症啓発デー、発達障害啓発週間に市役所で発達障害者の絵画作品の展示や情報提供を行い、市民の関心や理解を深めた。	市民の発達障害についての理解が深まるよう、さまざまな方法で周知していく必要がある。	令和8年度の発達障害啓発週間に向けて、啓発の準備をすすめていく。
	3	障害保健福祉課		・福祉事業所フェアにて、特別支援学校や発達支援学級等に通う生徒や保護者を対象に、障がい者就労支援施設の活動内容を紹介する。	・新型コロナウィルス感染症に配慮しながら、会場使用による開催を予定していたが、開催時期の調整が難しく、今年度は中止とした。	令和5年7月22日（土）浜松福祉交流センターにて開催した。	令和6年7月13日（土）浜松市総合産業展示館にて開催した。	出店事業所による対面相談ブース、市内相談支援機関による相談ブースを設置し当事者や家族等の相談に対応した。また、障害福祉サービスや就労支援機関・障害年金に関する講座を開催した。	来場者は小学生保護者から成人まで年齢層が幅広い。障害福祉サービスに関する周知に加え、企業就労も含めた働くことに関する周知や相談に応じる体制が必要である。	今後も地域関係機関とと連携し、実施内容の検討やより多くの事業所が参画できるよう工夫していく。

令和７年度上半期　浜松市発達障害者に関する事業実績報告

（１）令和７年度上半期　発達相談支援センター「ルピロ」事業実績

	項目	事業内容	令和５年度実績	令和６年度実績	令和７年度上半期実績
1	相談支援 発達支援	発達障害者とその保護者・家族からの相談に応じて適切な情報提供や関係機関への紹介を行う。 各区役所・行政センター等での相談活動を行う。	5，704件 （延べ件数）	4，984件 （延べ件数）	1965件 （延べ件数）
2	相談支援 就労支援	障害者の就労に関して職場定着、雇用拡大に向けての取り組みを行う。高校、専門学校、大学、当事者団体との連携による就労に関する啓発活動を行う。			
3	地域住民に対する 普及啓発	市民向け講演会	1回	1回	1回
4	関係施設及び関係機関等に対する普及啓発及び研修事業	研修講師派遣	20回	20回	9回
		発達障害児保健師研修会	1回	1回	0回
		発達障害児保育者研修会 （基幹的職員研修・保育者研修）	8回	9回	8回
		私立幼稚園向け発達アセスメント研修会	0回	0回	1回
		ペアレントプログラム	27回	27回	7回
		支援者向け研修会	0回	0回	0回
		放課後児童会職員向け研修会	2回	2回	0回
		浜松市教育委員会からの依頼による教員向け研修会	4回	2回	1回
		公立幼稚園発達支援の部屋・個別保育研修 （教員向けの研修）	10回	9回	７回
		療育関連施設事業所向け事例検討会	5回	5回	2回
5	関係施設・関係機関等の連携	連絡協議会開催	2回	2回	1回
		連絡協議会への参加 （県内・全国・中部北陸ブロック・全国自閉症）	4回	4回	2回
		調整会議	67回	91回	132回
		外国人学校のスクールカウンセラーへのスーパービジョン	5回	0回	0回
		機関コンサルテーション	426回	354件	5回
		連携先の機関			524回
6	個別支援のための 調整会議	必要に応じて関係施設・関係機関に依頼	0回	3回	1回
7	発達支援広場への 技術援助	発達支援広場の技術支援	177回	184回	94回
8	子育て支援ひろばへの 技術支援	子育て支援ひろばの技術支援	16回	16回	5回
9	通訳支援	電話・来所相談支援及び発達検査、 診療所・園・学校・関係機関での通訳	78件	61件	26件

（２）「ルピロ」事業実績に係る取組状況等について

【項目3・4】普及啓発・研修事業

令和7年度実施状況
・市民向け講演会として、浜松医科大学子どものこころの発達研究センターと協同し、自閉症啓発デーの講演会を実施した。「発達障害と思春期」をテーマとし、3名の方からの講演、トークセッションがあり、多くの参加者から好評を得た。 ・ペアレント・プログラムでは昨年度同様、私立幼稚園協会との連携のもとに私立幼稚園2園で実施をした。園の先生がプログラムに参加し、保護者に対してペアレント・プログラムを実施することが出来るように人材育成を行っている。公立幼稚園については、ペアレント・プログラムを自園の先生が自園の保護者に行う際にサポートに入った。 ・保育者研修はテーマ別にて実施を行い、昨年度の内容に加えて「発達障害の基礎知識」「浜松市の早期支援の仕組みと社会資源」といった内容を行っている。
課題
・研修に関しては、現場の実情や実践に繋がる研修が求められている。 ・市民向け講演会を当センターにて企画を行い、市民に対して発達障害について啓発の機会を作る。
今後の取り組み
・当センターの企画にて市民向け講演会を1月24日に実施した。内容は4月の自閉症啓発デーの内容をより深め、「思春期のすこやかな発達を支える社会環境」をテーマに山﨑修道氏に講演を依頼した。 ・今年度実施の研修に関して、振り返りを行い、各担当課と共有し、来年度の研修内容について検討していく。

【項目5】関係施設・関係機関等の連携

令和7年度実施状況
・当センターでは年2回連絡協議会を実施し、「ルピロの地域支援と機関連携について」をテーマとし、昨年度のQ-SACCSから引き続き、当センターでの取り組みについて検討を行った。 ・今年度4月より、発達障害者地域支援マネジャーを、地域支援体制の充実を図るために配置を行った。今年度は、各関係機関への周知・会議への参加、高校生年代への取り組みとして、公立・私立・通信制高校への訪問、ヒアリングをわかばプラスと行った。生徒の状況、卒業後の進路、現場での困り事等について伺った。
課題
・各関係機関等の事業や実態を把握し、より具体的な支援をどう実現させていくのか。 ・困っている生徒たちに対して、どのような支援の取り組みが構築できるか、また、それを周知して機能させていくのか。
今後の取り組み
・地域支援体制を考えるにあたり、各関係機関の協議会や連絡会に継続して参加する。 ・実態調査として、協力いただける公立・私立・通信制高校に対してアンケート調査をわかばプラスとも協力し実施。アンケート調査を基に今後の浜松市での支援について地域の課題として共有し、支援体制を検討していく。